

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	春日市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/index.html">http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/index.html</a>

執行機関名 春日市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項の母子家庭等及び同条第4項の寡婦の生活を支援する者の派遣に関する事務であって規則で定めるもの(春日市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成16年3月告示第41号))
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1第8項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項の母子家庭等及び同条第4項の寡婦の生活を支援する者の派遣に関する事務であって規則で定めるもの(春日市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成16年3月告示第41号))
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第17条(母子家庭)、同31条の7(父子家庭)、同33条(寡婦)	春日市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成16年3月告示第41号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第17条(母子家庭) <u>配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは政令で定める基準に従い、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</u></p> <p>第31条の7(父子家庭) <u>配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</u></p> <p>第33条(寡婦) <u>寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、<u>母子家庭、父子家庭及び寡婦が、生活援助若しくは子育て支援を必要とする場合、又は生活環境の急激な変化により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者(以下「支援員」という。)を派遣することについて、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>春日市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成16年3月30日告示第41号)</p>